

# 青森大学学修支援センター 規程

## (設置)

第1条 青森大学に、青森大学学修支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 センターは、青森大学における学生の学習全般の支援及び学習環境の改善を行い、「学生中心の大学」としての青森大学の教育機能の高度化に資することを目的とする。

## (事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 意欲のある学生向け学修支援
- (2) 課題を抱えた学生向け学修支援
- (3) 学修及び満足度に関する調査の実施・集計
- (4) その他センターの目的達成のために必要な事項

## (組織)

第4条 センターに、次の組織を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) センター会議

## (構成員)

第5条 センターには、次の職を置く。

- (1) センター長1名
- (2) 副センター長1名
- (3) センター員

第6条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

- 2 センター長は、本学専任教員の中から、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、本学専任教員の中から、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 センター員は、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

- 2 センター員は、本学専任教職員の中から、学長が任命する。

3 センター員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 センターの事務は、青森大学経営戦略局が行う。

(運営)

第10条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議し決定する。

(1) センターの事業計画に関する事項

(2) 学長の諮問事項

(3) その他センターの運営に関する重要事項

2 運営委員会は、次の構成員をもって組織し、委員長は、センター長とする。

センター長、副センター長、教務委員長、FD・SD委員長、学生委員長、教務課長、学生課長、各学部の教務委員の中から学長が任命した1名ずつの教員

3 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。

4 運営委員会は、構成員の2/3以上で成立するものとする。

5 センター長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

第11条 センターに、センター会議を置き、第3条に定める事業の遂行に関する事項を審議する。

2 センター会議は、第5条に定めるセンターの構成員で組織し、必要に応じて本学教職員を加えることができる。

3 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年6月16日から施行する。